

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成29年3月6日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時21分

出席者	委 員	委員長	針 谷 育 造				
		小久保 かつおる	松 本 喜 一	平 池 紘 士			
		大 出 三 夫	大阿久 岩 人	広 瀬 義 明			
		海老原 恵 子					
	傍 聴 者	大 谷 好 一	茂 呂 健 市	青 木 一 男			
		坂 東 一 敏	広 瀬 昌 子	古 沢 ちい子			
		白 石 幹 男	関 口 孫一郎	氏 家 晃			
		針 谷 正 夫	大 川 秀 子	千 葉 正 弘			
		入 野 登志子	天 谷 浩 明	大 武 真 一			
		永 田 武 志	小 堀 良 江	梅 澤 米 満			
		中 島 克 訓	高 岩 義 祐	福 田 裕 司			

---

事務局職員	事務局長	稲 葉 隆 造	議事課長	田 嶋 亘
	課長補佐	金 井 武 彦	主 任	中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策課長	寺内秀行
蔵の街課長	出井章則
遊水地課長	荒川明
地域づくり推進課長	大橋嘉孝
大平地域づくり推進課長	茂呂浩司
都賀地域づくり推進課長	佐藤真治
西方地域づくり推進課長	田口幸雄
岩舟地域づくり推進課長	三柴浩一
総務課長	名淵正己
職員課長	永島勝
情報推進課長	塚田薫
危機管理課長	榎本佳和
管財課長	島田好夫
財政課長	杉山知也
市民税課長	萩原雄一
資産税課長	水落恒夫
収税課長	福島司
会計課長	出井均
選挙管理委員会事務局次長	野中守
消防総務課長	上岡健司
警防課長	白石進
議事課長	田嶋亘

平成29年第1回栃木市議会定例会  
総務常任委員会議事日程

平成29年3月6日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 議案第1号 平成29年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の委員会は、平成29年度の一般会計予算について、スムーズな審査を行うため、あらかじめ予算概要の説明聴取をお願いするものであります。予算に対する質疑等審査につきましては、後日開催予定の委員会においてお願いをしたいと思いますので、ご了承願います。

---

◎議案第1号の上程、説明

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、平成29年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明に際しては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、予算概要の説明のみといたします。また、説明は着席のままです。

まず、歳出からお願いいたします。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第1号 平成29年度栃木市一般会計予算につきましてご説明いたします。失礼して着座のまま説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。平成29年度栃木市の一般会計の予算は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ632億2,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるというものであります。

債務負担行為は、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるというものであります。

地方債は、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるというものであります。

一時借入金は、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は50億円と定めるといふものであります。

歳出予算の流用は、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるとしており、第1号において、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用としております。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算であります。4ページ、5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。第1表につきましては、後ほど事項別明細書において説明をさせていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。第2表、債務負担行為であります。所管関係部分につきましてご説明いたします。1行目の広報とちぎ企画編集業務委託につきましては、4月20日ごろに発行する広報とちぎ5月号の編集業務が年度をまたがる委託となるため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、2行目から5行目の一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団の借入金に対する損失補償（平成16、17、18、19年度分）につきましては、当初借り入れの弁済期日が延長されたことに伴い、期間の延長に対応するため、債務負担行為を設定するものであります。

1行飛びまして、市長及び市議会議員選挙におけるポスター掲示場設置撤去委託及び次の市長及び市議会議員選挙における仮設期日前投票所賃貸借につきましては、平成30年4月24日任期満了に伴う当該選挙の準備として、業務委託及び賃貸借が年度をまたがるものとなるため、債務負担行為を設定するものであります。

10ページ、11ページをお開きください。第3表、地方債であります。本表は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法についてそれぞれの事業ごとに記載したものであり、10ページ1行目の文書広報施設整備事業から11ページの臨時財政対策債まで計24件について、起債の設定を行うものであります。

この中で、まず限度額についてであります。それぞれ事業ごとに明記された金額を起債の限度額とするものであり、それらの合計を46億2,410万円とするものであります。

次に、起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行とするものであります。

次に、利率につきましては4.0%以内とし、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

次に、償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の

場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えることができるというものであります。

なお、それぞれの起債の具体的な内容につきましては、事項別明細書において説明をさせていただきます。

以上が議案部分についての説明であります。

引き続き歳入歳出予算の所管関係部分につきまして、事項別明細書に基づき、関係課長よりご説明いたします。

○委員長（針谷育造君） 田嶋議事課長。

○議事課長（田嶋 亘君） 続きまして、歳出の所管関係部分につきまして順次ご説明を申し上げます。

予算書の136、137ページをお開きください。1款1項1目の議会費につきまして、右側の説明欄によりご説明申し上げます。まず、説明欄1行目の職員人件費につきましては、議会事務局職員11人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の臨時職員共済費につきましては、議会事務局の臨時職員1人分の健康保険、厚生年金保険料等の共済費であります。なお、職員人件費及び臨時職員共済費につきましては、職員課の所管となります。

次の議員人件費につきましては、議員33人分の議員報酬及び議員期末手当であります。

次に、議会運営費であります。まず、臨時職員賃金につきましては、事務局臨時職員1名分の賃金であります。

次の議員行政視察等旅費につきましては、各常任委員会及び議会運営委員会等の先進地視察のための旅費であります。

次の議員行政視察随行等旅費につきましては、各常任委員会や議会運営委員会等の視察随行及び全国市議会議長会の副会長市としてなど、会議に出席するための職員旅費であります。

次のタブレット通信料につきましては、平成28年度に導入したタブレット端末の通信料であります。

次の会議録筆耕翻訳料につきましては、本会議及び常任委員会等の会議録の筆耕翻訳料であります。

次のOA機器借上料につきましては、議会映像配信システム使用料103万7,000円が主なものであります。

次の政務活動費交付金につきましては、議員33人分の交付金であります。

次の市議會議員共済会負担金につきましては、主に元議員の皆様の退職年金及び遺族年金等の給付に要する経費について、地方公共団体が負担するものであります。

以上で1款議会費の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 続きまして、140、141ページをお開き願います。2款1項1目の一般管理費についてご説明を申し上げます。

説明欄1行目の国内交流事業費につきましては、北海道滝川市へのイベント等参加のための旅費16万9,000円が主なものであります。

次の国際交流事業費につきましては、海外からの訪問団の成田への送迎に係る有料道路通行料4万7,000円が主なものであります。

次の国際交流協会補助金につきましては、栃木市国際交流協会の人件費や事務費等の運営経費に対する補助金であります。

次の在住外国人支援事業交付金につきましては、在住外国人の支援業務を実施するため、栃木市国際交流協会に対して交付する交付金であります。

次の中学生海外派遣事業費につきましては、中学2年生を対象にオーストラリアへ派遣を行うための委託料が主なものであります。

次の秘書課一般経常事務費につきましては、秘書業務を円滑に行うための費用で、来客時の接待補助や事務補助を行う臨時職員1人分の賃金、市長交際費、栃木県市長会への負担金であります市長会審議対象負担金及び全国市長会等負担金が主なものであります。

次の庁用事務費（大平）から4行下の庁用事務費（岩舟）までにつきましては、各総合支所の庁用事務用品代及び庁用封筒印刷代が主なものであります。

次の宮の下簡易郵便局管理運営事業費につきましては、宮の下簡易郵便局事務取扱員報酬が主なものであります。

次の総務課一般経常事務費につきましては、インターネットを介した行財政情報サービス利用料79万1,000円並びに本庁を初め各施設に掲揚いたします国旗及び市旗の予備費購入費35万7,000円が主なものであります。

次の自治基本条例推進事業費につきましては、自治基本条例第44条の規定に基づく市民会議の運営に要する経費でありまして、市民会議の委員報酬が主なものであります。

次の非核平和事業費は、主要事務事業で説明しておりますので、省かせていただきます。

次の特別職人件費につきましては、市長及び副市長の給料、期末手当等の人件費であります。

次の職員人件費につきましては、総務管理費に係る職員174人分の給料、各種手当等の人件費であります。

以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、関係職員の給料、各種手当等の人件費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略をさせていただきます。

次の職員福利厚生事業費につきましては、産業医2人分の報酬、定期健康診断、各種がん検診等に係る職員健康診断委託料及びメンタルヘルス対策のストレスチェックの委託料が主なものであり

ます。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、職員の退職手当の支払い事務を共同で処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましては、一般管理費に係る臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費のほか、栃木県市町村総合事務組合で共同処理をしております非常勤職員の公務災害補償等に係る負担金が主なものであります。

以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、それぞれの予算において雇用する臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略させていただきます。

142、143ページをお開き願います。説明欄1行目の職員研修事業費につきましては、人事評価研修などの講師委託料や職員研修を共同で実施するために壬生町と設置しております栃木地区職員研修協議会への負担金のほか、民間の研修に職員を派遣いたします際の負担金が主なものであります。

次の職員課一般経常事務費につきましては、参与及び宇都宮西中核工業団地事務組合への派遣嘱託員の報酬、職員の育児休業、病気休暇、欠員等補充のための、そういったために雇用する臨時職員51人分の賃金、職員採用試験に係る適性検査等の委託料、人事評価システムなどのソフトウェア保守委託料、旧岩舟町職員の懲戒免職処分取り消し請求事件に関する弁護士委託料、国土交通省からの派遣職員が使用しております栃木市公舎の不動産賃借料、人事評価及び人事給与電算システムに係るOA機器借上料が主なものであります。

次の職員作業服貸与事業費につきましては、災害発生時や各種現場の確認、指導、作業等の際、栃木市の職員であることを明確にするため、建設、農林、防災等に係る職員に貸与する作業服の購入費であります。

次の契約検査事務費につきましては、建設工事の検査に関する助言及び指導を行う検査官報酬が主なものであります。

次の電子入札システム運営事業費につきましては、電子入札システムサービスに係るソフトウェア使用料及び業者登録や入札関連事務の執行に係る契約管理システムのリース料であります。

次の債権管理指導事業費につきましては、債権管理職員研修会の講師謝金15万円及び債権管理に関するメールによる法律相談業務委託料32万4,000円が主なものであります。

次の庁用事務費（栃木）につきましては、本庁用封筒等の印刷費123万3,000円及び本庁事務用品消耗品費145万1,000円であります。

以上で一般管理費の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） 続きまして、2目の文書広報費についてご説明を申し上げます。

説明欄1行目の広報事業費につきましては、記載の手数料や委託料のほか、広報とちぎ印刷等に



係る印刷製本費1,502万7,000円が主なものであります。

次の広聴事業費につきましては、広報協会セミナー参加負担金2万1,000円が主なものであります。

次の放送番組制作委託費につきましては、栃木市情報番組等制作委託料であります。

次のホームページ管理委託事業費につきましては、145ページの説明欄1行目にありますホームページ保守管理業務委託料が主なものであります。

144、145ページをお開き願います。1事業飛びまして、説明欄5行目のコミュニティFM委託費につきましては、コミュニティFM番組制作委託料であります。

次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、ふるさと納税250万円及びとち介応援企業からの寄附25万円が主なものであります。

次のシティプロモーション課一般経常事務費につきましては、電子複写機借上料32万4,000円が主なものであります。

1事業飛びまして、文書管理費（大平）から説明欄下から2行目の文書印刷費（岩舟）までにつきましては、各総合支所における文書関連経費でありまして、各総合支所ともにほぼ同様の内容であります。

文書管理費につきましては、ファイルなどの文書管理用事務用品代、文書発送費につきましては、郵便料金計器の保守委託料及び郵便切手代、文書印刷費につきましては、電子複写機及び印刷機の借上料並びにコピー用紙などの文書印刷用消耗品代が主なものであります。

次のコンプライアンス委員会事業費につきましては、委員に対する謝金であります。

146、147ページをお開き願います。説明欄1行目の情報センター法令集管理費につきましては、情報センター用法令集等の追録代261万2,000円が主なものであります。

次の法規管理費につきましては、顧問弁護士報酬36万円が主なものであります。

次の例規管理費につきましては、本市の条例、規則等の例規を電子的に管理するための経費でありまして、例規データを更新するための電算処理委託料及び例規管理システムの使用料55万9,000円であります。

次の文書管理費（栃木）につきましては、公文書を電子的に管理する文書管理システムのリース料のほか、同システムの保守業務委託料86万6,000円が主なものであります。

次の文書発送費（栃木）につきましては、到着文書及び発送文書の仕分け業務等のための臨時職員賃金並びに文書発送のための後納郵便料が主なものであります。

次の文書印刷費（栃木）につきましては、電子複写機などの機械借上料のほか、コピー用紙やインク代等の消耗品代746万8,000円が主なものであります。

1事業飛びまして、コミュニティFM事業費につきましては、コミュニティFM放送の難聴地域解消のために実施いたします簡易無線中継局の整備及び送信アンテナの増設のための測量、設計等

委託料及び工事費が主なものであります。

以上で文書広報費の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 続きまして、2款1項3目財政管理費であります。説明欄の1行目、財政課一般経常事務費につきましては、予算書及び予算概要版の印刷製本代が主なものであります。

次の減債基金積立金につきましては、基金の預金利子を基金に積み立てるものであります。

次の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法第7条に基づく決算余剰金の積立金及び基金の預金利子を積み立てるものであります。

次に、2款1項4目会計管理費であります。説明欄の会計課一般経常事務費につきましては、歳入歳出決算書に係る印刷製本費及び収納代理金融機関への収納金取扱手数料が主なものであります。

次に、2款1項5目財産管理費であります。説明欄の土地開発基金積立金につきましては、栃木市土地開発基金の運用による利子を基金に積み立てるものであります。

続きまして、148、149ページをお開きください。説明欄1行目の庁舎管理費（大平）につきましては、大平総合支所の電話料及び施設管理委託料が主なものであります。

次の自動車管理費（大平）につきましては、大平総合支所の供用車及び市有バスの燃料費及び車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

次の大平総合支所庁舎整備事業費につきましては、庁舎内のボイラー室銅製のドアの取り替え工事費であります。

次の庁舎管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所の施設管理委託料が主なものであります。

次の自動車管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所の供用車、市有バスの燃料費及び車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

次の藤岡総合支所東館解体事業費につきましては、藤岡総合支所東館を解体するための測量、設計等委託料及び解体工事費が主なものであります。

次の庁舎管理費（都賀）につきましては、都賀総合支所の施設管理委託料及び駐車場等の不動産賃借料が主なものであります。

次の自動車管理費（都賀）につきましては、都賀総合支所の供用車、市有バスの燃料費及び車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

次の財産管理事務費（西方）につきましては、総合支所のコピー用紙代等の消耗品費及びコピー機の使用料が主なものであります。

次の庁舎管理費（西方）につきましては、西方総合支所の臨時職員1名分の賃金及び施設管理委託料が主なものであります。

次の自動車管理費（西方）につきましては、西方総合支所の供用車、市有バスの燃料費及び車検

点検整備等の修繕料が主なものであります。

1つ飛びまして、財産管理事務費（岩舟）につきましては、市有地の適正な管理を行うための除草業務委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費（岩舟）につきましては、岩舟総合支所の施設管理委託料が主なものであります。

次の自動車管理費（岩舟）につきましては、岩舟総合支所の供用車の燃料費及び車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

1つ飛びまして、処分可能財産管理事業費につきましては、市有地の適正な管理を行うための除草業務委託料等の処分可能財産管理委託料及び公有財産台帳システムの電算処理委託料が主なものであります。

次の処分可能財産売却事業費につきましては、事務補助職員1名分の臨時職員賃金及び市有地の未利用地を一般競争入札等により売り払いするための測量、設計等委託料並びに整地等の工事費が主なものであります。

次の財産管理事務費（栃木）につきましては、庁舎等の市有物件451件に対する市有建築物火災保険料が主なものであります。

次の旧庁舎管理費につきましては、旧本庁舎、別館、第2別館等の光熱水費等の管理費であります。

続きまして、150、151ページをお開きください。説明欄1行目の庁舎管理費（栃木）につきましては、事務補助職員2名分の臨時職員賃金、本庁舎の電話料、常駐する警備業務、設備環境の管理業務、受け付け業務及び清掃業務等の施設管理委託料、さらに本庁舎及び入舟庁舎敷地借りに対する不動産賃借料、本庁舎等の下水道使用料、本庁舎非常用階段の防錆塗装工事や本庁舎等止水対策工事に伴う本庁舎設備改修工事費が主なものであります。

次の自動車管理費（栃木）につきましては、供用車の自賠責保険料及び供用車、専用車の自動車損害共済保険料が主なものであります。

次の庁用自動車購入事業費につきましては、老朽化した車を更新するため、供用車5台を購入する庁用自動車購入費が主なものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、基金の預金利子を基金に積み立てるものであります。

次の大澤基金積立金につきましては、基金の預金利子及び株式配当金並びに東京都内の市有土地18件分の貸付収入を基金に積み立てるものであります。

次の遺贈財産管理費につきましては、固定資産税相当額を東京都に対して支払う国有資産等所在市町村交付金が主なものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、基金の預金利子及び市有土地の売却収入を基金に積み立てるものであります。

次の皆川地区振興基金積立金につきましては、基金の預金利子を基金に積み立てるものであります。

す。

次の皆川地区市有山林管理費につきましては、森林国営保険料及び山林巡視業務委託料と、旧皆川財産区から移管された市有財産の管理費であります。

次の旧寺尾南小学校施設管理費につきましては、警備業務、消防設備点検などの施設管理委託料及び市の水道への切り替えのための市水道給水管切替工事費が主なものであります。

次の小野寺地区市有林管理費につきましては、山林管理のための委託料等、旧小野寺財産区から移管された市有山林の管理費であります。

次の小野寺地区市有林管理基金積立金につきましては、この基金の預金利子を基金に積み立てるものであります。

2つの事業が飛びまして、本庁舎立体駐車場エレベーターリニューアル工事費につきましては、立体駐車場のエレベーターの老朽化に伴うリニューアル工事費であります。

次の公共施設再編課一般経常事務費につきましては、公共施設の再編を円滑に遂行するため、職員研修用講師謝礼及び施設カルテ作成時のファイル代等でございます。

以上をもちまして財産管理費までの説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 寺内総合政策課長。

○総合政策課長（寺内秀行君） 続きまして、旧栃木中央小学校施設管理費以下は所管外でありますので、152、153ページをお開きください。所管する部分は、6目企画費であります。

3行目、総合政策課一般経常事務費につきましては、総合政策課の旅費、需用費等の経常経費であります。

次の行政評価システム改修委託事業費につきましては、総合計画後期基本計画策定に伴う行政評価システムの改修委託料300万円であります。

1つ飛びまして、観光ネットワークサイクリング事業費につきましては、県及び市町と広域的な連携による自転車を活用した地域活性化事業実施に伴う負担金20万円と、ツール・ド・とちぎ開催に伴う負担金120万円が主なものであります。

次のふるさと応援寄附事業費につきましては、寄附者に謝意を示すとともに、本市のPRを行うために提供する謝礼品代6,000万円と寄附推進のためのPR広報費269万円が主なものであります。

次の土地開発公社運営費交付金につきましては、公社が負担する固定資産税などの費用に対応する土地開発公社運営費交付金360万円であります。

次のまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会運営費につきましては、総合戦略有識者懇談会の出席者に対する報償金12万円であります。

次の出会い～住まいトータルサポート事業費につきましては、少子化対策及び定住人口増加のため実施する婚活支援イベントの委託料250万円と、とちぎ結婚支援センター運営に係る負担金20万5,000円が主なものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、市長おまかせ事業に指定された寄附金の積立金4,157万6,000円であります。

次のご当地婚姻届事業費につきましては、ご当地婚姻届ウェブサイトへの掲載委託料10万円であります。

次の寄附物件敷地購入事業費につきましては、平成28年10月に市大通り沿いにある建物を寄附いただいた物件の敷地購入費800万円であります。

次の地域再生協議会運営事業費につきましては、地域再生協議会の出席者に対する報償金7万6,000円あります。

次のまちの駅ネットワークおおひら運営補助金につきましては、まちの駅17施設で組織する連絡団体の運営補助金であります。

次のまちづくりスキルアップ委託費につきましては、大平地域のブドウ狩りや里山体験を紹介するホームページ、ふるさとポータルサイトの運営委託料であります。

次の太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業費につきましては、太平山南山麓エリアで活動する各種団体で構成したまちづくり推進会議の視察研修費等であります。

次の岩船山クリフステージ補助金につきましては、音楽文化を発信する岩船山クリフステージに対し補助金を交付するものであります。

1つ飛びまして、ふるさと整備事業基金積立金につきましては、当基金の預金利子を積み立てるものであります。

続きまして、154、155ページをお開きください。所管する部分は、中段、8目公平委員会費であります。公平委員会運営費につきましては、公平委員3名分の委員報酬8万円及び全国公平委員会連合会等の負担金9万9,000円が主なものであります。

次の9目恩給及び退職年金費であります。恩給及び退職年金費につきましては、現行の年金制度が成立した昭和37年以前に退職した旧栃木市職員1人の遺族に対する退職年金扶助料94万5,000円あります。

以上で説明終了します。

○委員長（針谷育造君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 10目交通安全対策費につきましては所管外でありますので、次のページ、156、157ページをお開きください。11目情報システム管理費につきましてご説明申し上げます。

まず、情報端末管理費であります。これは全ての総合支所にございまして、これはプリンター用の消耗品費及びプリンター等のOA機器借上料が主なものであります。

統合型地理情報システム費は、2行目と7行目にございまして、これは大平と岩舟にございます。地理情報システムのソフトウェア運用保守委託料であります。

総合行政ネットワーク管理費につきましては、国と地方公共団体のみがつなぐことができるネットワークであります総合行政ネットワークの回線使用料が主なものであります。

情報端末管理費（栃木）につきましては、事務用パソコン及びプリンターのＯＡ機器借上料及びウイルス対策のためのソフトウェア使用料が主なものであります。

コンピューターネットワーク通信費につきましては、本庁舎、総合支所及び出先施設をコンピューターネットワークで接続するための回線使用料及びインターネット接続料が主なものであります。

次の地域情報化事業費につきましては、市民の皆様が市に対して行います各種申請をインターネットで行えるようにするための電子申請システム使用料が主なものであります。

次の財務会計システム費につきましては、財務会計システムを運用するための電算システム機器保守委託料及びＯＡ機器借上料が主なものであります。

次の住民情報システム管理費につきましては、住民記録や税情報を管理いたします住民情報システムを運用するための電算システム機器保守委託料及びＯＡ機器借上料でございます。また、社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度に係るものとして、システム改修委託料及びサーバーの負担金がございます。

次の内部情報系サーバ管理費につきましては、庁内の情報システムを運用するための経費でありまして、電算システム機器保守委託料、ＯＡ機器借上料及びソフトウェア使用料が主なものでございます。

次の158、159ページをお開きください。公共施設予約システム費につきましては、市民の皆様が公共施設の利用予約をインターネットで行えるようにするための公共施設予約システムのソフトウェア使用料が主なものであります。

情報セキュリティ強化対策事業費につきましては、情報セキュリティーのさらなる強化のため各種システムを整備いたしました。そのための電算システム機器保守委託料及びＯＡ機器借上料であります。また、来年度からはインターネットに接続するために自治体セキュリティアクラウドと呼ばれるネットワークを利用することとなりました。これの使用料でございます。

次の公会計システム費につきましては、新たな地方公会計制度の整備のために導入いたしました複式簿記に必要なソフトウェアに関しまして、サポートを受けるための委託料が主なものであります。なお、説明名称のJ-LISとありますが、これはこのシステムを開発いたしました地方公共団体情報システム機構の略称であります。

以上で11目の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 荒川遊水地課長。

○遊水地課長（荒川 明君） 続きまして、12目渡良瀬遊水地対策費についてご説明いたします。

説明欄1事業目の藤岡スポーツふれあいセンター管理費につきましては、電気料や水道料などの

光熱水費や警備保障業務などの施設管理等委託料が主なものであります。

次の藤岡遊水池会館管理費につきましては、会館の管理業務のために必要な電気料や水道料などの光熱水費と警備保障業務などの施設管理委託料が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地ハートランド事業費につきましては、ハートランドイコール栃木市のイメージを定着させるために、ポスター、チラシなどを制作するための印刷製本費、及びスカイスports普及のために熱気球「ハートランド号」を有効に活用して実施いたします熱気球管理運營業務委託料が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地利活用事業費につきましては、渡良瀬遊水地を市民や市外の方々に周知することによりまして多くの方に遊水地を知っていただき、実際に来ていただけるようにするために、著名人を招聘して開催します渡良瀬遊水地講演会事業委託料、並びに毎年秋口に行われております渡良瀬遊水地フェスティバル開催時の実行委員会への負担金が主なものであります。

次の遊水地課一般経常事務費につきましては、臨時職員の賃金のほか、旧谷中村合同慰霊碑の除草業務や樹木の剪定業務などの施設管理委託料が主なものであります。

1 事業飛びまして、渡良瀬遊水地PR事業費につきましては、幅広い年齢層の方々に本市並びに渡良瀬遊水地を知っていただくため、毎年東京都の代々木公園で開催されていますエコライフフェアにキャラクターとともに参加するための有料道路通行料、それと平成29年7月にラムサール条約登録湿地5周年を迎えることから、関係自治体や自然保護団体などで構成されています渡良瀬遊水地保全利活用協議会主催によるシンポジウム開催時における運営負担金が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地環境保全事業費につきましては、渡良瀬遊水地に生息する動植物の保全や自然環境保全の重要性を啓発し、地域で渡良瀬遊水地を守り続ける体制を構築するため、希少種であるミズアオイを復活させる環境をつくるため、国より占用した環境学習池にあります既存のポンプの改修工事費を初め、希少種保全のための外来植物の抜き取り作業や、自然豊かな遊水地を未来に残すために実施しています渡良瀬クリーン作戦運営のための消耗品などが主なものでございます。

次の渡良瀬遊水地シンボル施設整備事業費につきましては、主要事務でありますので説明を省略させていただきます。

以上で12目渡良瀬遊水地対策費の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 出井蔵の街課長。

○蔵の街課長（出井章則君） 続きまして、13目蔵の街費についてご説明いたします。

160、161ページをお開きください。説明欄1行目の伝建まちづくり事業費につきましては、嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会負担金が主なものであります。

次の蔵の街課一般経常事務費につきましては、蔵の街課業務における消耗品費が主なものであります。

次の蔵の街まちづくり事業費につきましては、依頼する大学に対する蔵の街を活かしたまちづく

り調査研究業務委託料が主なものであります。

次の歌麿を活かしたまちづくり事業費につきましては、歌麿を活かしたまちづくり協議会補助金であります。

以上で13目蔵の街費の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 大橋地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（大橋嘉孝君） 続きまして、14目地域づくり費について説明いたします。

説明欄3行目の地域おこし協力隊募集事業費につきましては、赴任に伴う住所の移転について、距離に応じて支出する移転料が主なものであります。

次の地域おこし協力隊活動事業費につきましては、嘉右衛門町重要伝統的建造物群保存地区において活動を行う地域おこし協力隊隊員の報酬が主なものであります。

次の地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、講師謝金、公用車燃料費が主なものであります。

次の地域会議運営事業費につきましては、栃木中央地域会議の委員の報酬が主なものであります。

続きまして、162、163ページをお開き願います。地域会議運営事業費（栃木東部）及び地域会議運営事業費（栃木西部）、それから2つ飛びまして地域会議運営事業費（大平）、1つ飛びまして、地域会議運営費（藤岡）、1つ飛びまして、地域会議運営費（都賀）、1つ飛びまして、地域会議運営事業費（西方）、1つ飛びまして、地域会議運営事業費（岩舟）につきましては、それぞれの地域会議委員の報酬及び地域会議だよりを発行するための印刷製本費が主なものであります。

次に、戻りまして3行目、地域づくり応援補助金につきましては、栃木市地域づくり事業支援補助金が主なものであります。

次の大平地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして、藤岡地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして、都賀地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして、西方地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、事務用品の購入代及び講師謝礼等が主なものであります。

次の岩舟地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、来庁者用の新聞購読料が主なものであります。

次の交通事故防止対策事業費（栃木中央）、1つ飛びまして、市の花「アジサイ」が咲き誇るまちなみ形成事業費から次の165ページ4行目、交通事故防止対策事業費、1つ飛びまして、かかしの里ローラースライダー修繕事業から岩舟の郷土歴史伝承事業費までの19事業につきましては、それぞれ括弧書きの地域会議から提出された地域予算提案事業費であります。これについては所管外ですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2款1項15目諸費についてご説明いたします。164、165ページをお開き願います。市政功労者表彰等事業費につきましては、市政の発展及び市民福祉の向上などに功績のありました方々に対する表彰記念品代が主なものであります。



次の市民総合賠償補償保険事業費につきましては、市民等を対象とした総合的な保険でありまして、市が損害賠償責任を負う場合の賠償責任保険と、市が主催する行事における事故等の補償保険にかかわる保険料が主なものであります。

次の市民活動推進センター管理費につきましては、市民活動推進の拠点として設置しております、市民活動推進センターからの管理運営を行う指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

166、167ページをお開き願います。次の市民活動保険料は、市民活動団体の社会貢献活動を支援するため、市民活動団体の活動中における事故等を補償する保険料であります。

次の自治会活動支援事業費につきましては、自治会に市からの文書等の配布をお願いしていることなどへのお礼としての報償金及び栃木市自治会連合会への補助金であります。

次の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、市民やふるさと納税等からの寄附金及び利子を栃木市市民協働まちづくりファンドへ積み立てるものであります。

2つ飛びまして、自衛官募集事務費につきましては、自衛隊入隊者を確保するための事務費及び自衛隊父兄会育成補助金が主なものであります。

次の国庫支出金返還金につきましては、補助事業の精算事務を行う上で、補助金の返還が生じた場合に返還金に充てるためのものであります。

次の国庫支出金返還金についてであります。国の補助金を活用して旧庁舎に設置したエアコンにつきまして、旧庁舎解体工事に伴い処分することから、国庫補助金の一部を返還するものであります。

次の市税過誤納金還付金につきましては、市民税の過誤納還付を還付請求に基づき行うものであります。

次の市税過誤納金還付金（資産税課）につきましては、固定資産税及び都市計画税の過誤納納付を還付請求に基づきまして行うものであります。

以上であります。

○委員長（針谷育造君） 萩原市民税課長。

○市民税課長（萩原雄一君） 続きます。少し飛びまして、170、171ページをお開きください。2項1目税務総務費につきましてご説明いたします。

説明欄2行目の市民税課一般経常事務費につきましては、地方税電子化協議会負担金294万4,000円が主なものであります。

次の固定資産評価審査委員会運営費につきましては、固定資産評価審査委員6名分の委員報酬であります。

次に、2目賦課徴収費につきましてご説明いたします。説明欄2行目の諸税賦課事務費につきましては、軽自動車税賦課事務に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の市民税賦課事務費につきましては、市民税申告事務や入力事務等に係る臨時職員10名分の賃金、市民税賦課事務に係る電算処理委託料、同じくOA機器借上料、給与支払報告書等の提出、法人市民税や償却資産の申告など、市税における申告等の手続をインターネットを利用して電子的に行うための電子申告支援サービス利用料及び給与支払報告書等課税資料を電子的に管理するためのイメージ管理システムサービス利用料が主なものであります。

次の税証明書コンビニ交付事業費につきましては、コンビニ交付システム利用料64万8,000円及びコンビニ交付取扱手数料3万1,000円であります。

次の資産税賦課事務費につきましては、固定資産税及び都市計画税の賦課事務に係る電算処理委託料及び固定資産評価システム等のOA機器保守料、ページをめくっていただきまして、173ページの一番上になりますが、固定資産評価支援システムデータ異動委託料、家屋評価支援システム用サーバー等のOA機器借上料が主なものであります。

次の固定資産評価替委託事業費につきましては、平成29年度時点修正に伴う土地鑑定手数料、及び平成30年度評価替えに向けた3年継続事業の3年目分の固定資産税土地評価替業務委託料が主なものであります。

次の市税徴収事務費につきましては、収税消し込み電算処理委託料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

次の市税等収納員設置事業費につきましては、市税等収納員4名分の報酬が主なものであります。

次の市税等コンビニ収納事業費につきましては、コンビニ収納納付書取扱手数料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

次の納税コールセンター運営事業費につきましては、市税電話催告業務員2名分の報酬が主なものであります。

以上で2款2項徴税费の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 野中選管事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） それでは、続きまして4項選挙費について説明させていただきますので、178、179ページをお開きください。

まず、1目選挙管理委員会費であります。右側の説明欄をごらんください。上から2つ目の選挙管理委員会運営費につきましては、選挙管理委員4名分の報酬98万4,000円と選挙管理システムのソフトウェア使用料などが主なものであります。

次に、2目選挙啓発費であります。これは児童生徒から募集いたします明るい選挙啓発ポスターコンクールの表彰にかかわる報償費18万9,000円と、満18歳になって選挙権を取得した新有権者に送付する選挙啓発用冊子の購入費20万円が主なものであります。

次に、3目市長及び市議会議員選挙費であります。これは平成30年4月に実施を予定しております市長及び市議会議員選挙に要する費用でありまして、選挙事務に従事する職員に対する時間外

勤務手当等120万3,000円、臨時に雇い入れる職員2名分の賃金88万7,000円、及び投票用紙等の印刷代127万7,000円が主なものであります。

続きまして、180、181ページをお開きください。4目土地改良区総代選挙費であります。これは平成30年3月に任期満了となります栃木市土地改良区の総代選挙に要する費用でありまして、選挙長及び選挙立会人に対する報酬46万6,000円が主なものであります。

以上をもちまして4款選挙費の説明を終わりにしまして、続きまして5項統計調査費について説明させていただきますので、次の182、183ページをお開きください。

まず、1目統計調査総務費であります。右側の説明欄1行目の統計事務費につきましては、需用費と役務費の経常的な事務費であります。

次に、2目基幹統計調査費であります。右側の説明欄1つ目の工業統計調査事業費につきましては、製造業を主とする事業所を対象に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等その実態を調査するもので、調査員、指導員である非常勤職員報酬の139万5,000円が主なものであります。

次の学校基本調査事業費につきましては、学校教育行政に必要な学校数、学級数、在学者数等を調査するもので、調査用の消耗品費5万3,000円が主なものであります。

次の商業統計調査事業費につきましては、平成30年に実施予定の当調査の事前準備のための消耗品5万円であります。

次の住宅・土地統計調査事業費につきましては、平成30年実施予定の当調査の調査区を明確にするために行われる単位区設定業務で、指導員である非常勤職員報酬の66万5,000円が主なものであります。

次の経済センサス事業費につきましては、調査区管理業務のための消耗品2万円であります。

次の就業構造基本調査事業費につきましては、国民の就業及び不就業の状態を調査するもので、調査員、指導員である非常勤職員報酬の266万3,000円が主なものであります。

続きまして、184、185ページをお開きください。6項監査委員費について説明させていただきます。1目監査委員費であります。右側の説明欄2行目の監査委員運営費につきましては、監査委員2名分の報酬153万4,000円が主なものであります。

以上をもちまして2款総務費の説明を終わりといたします。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 続きまして、9款1項1日常備消防費についてご説明をいたします。

298ページ、299ページをお開きください。説明欄2行目の消防総務課一般経常事務費につきましては、事務用品等の消耗品が主なものであります。

次の消防職員研修事業費につきましては、消防学校などの会議、研修参加負担金が主なものであります。

次の消防本部管理費につきましては、消防本部の電話料及びOA機器借上料が主なものであります。

す。

次の消防本部運営費につきましては、消耗被服費が主なものであります。

次の消防職員福利厚生事業費につきましては、消防本部産業医報酬及び予防接種委託料が主なものであります。

次の防火衣一式更新事業費につきましては、防火ヘルメット、防火服上下等一式の購入費であります。

次の予防課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品及び住宅用火災警報器普及啓発用消耗品及び住宅用火災警報器普及啓発用備品の購入費が主なものであります。

次の警防課一般経常事務費につきましては、携帯電話及び救急隊が使用する栃木県医療情報システム端末利用料が主なものであります。

次の救急救命士養成事業費につきましては、会議及び救急救命士等の研修参加負担金が主なものであります。

次の通信指令課一般経常事務費につきましては、事務用品等の消耗品費が主なものであります。

次の消防署共通管理費につきましては、仮眠用寝具借上料及び大型油圧救助器具借上料が主なものであります。

次の栃木消防署管理運営費につきましては、車両用燃料費及び光熱水費が主なものであります。

次の熱画像直視装置購入事業費につきましては、肉眼では確認できない煙の中での要救助者や火点の検索に使用する装置の購入費用であります。

次の大平分署管理運営費から岩舟分署管理運営費につきましては、車両燃料費、光熱水費、通信運搬費が主なもので、事業の内容はほぼ同じものであります。

次に、300ページ、301ページをお開きください。9款1項2目非常備消防費についてご説明をいたします。説明欄の下の段2行目の消防団運営費につきましては、消防団員の報酬、消防団員が災害等に出動したとき、各種訓練に出動したときの出動手当に当たります消防団員費用弁償、消防団員が火災現場等において負傷した場合の補償及び退職報償金のための栃木県市町村総合組合への負担金、消防団互助会補助金及び消防自動車重量税が主なものであります。

以上で1目常備消防費と2目非常備消防費の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 続きまして、9款1項3目消防施設費についてご説明いたします。

302ページ、303ページをお開きください。説明欄の消防施設維持管理費につきましては、消防団器具置き場の不動産賃借料が主なものであります。

次の消防用機械器具購入費につきましては、消防団用ホース購入費が主なものであります。

次の消火栓設置負担金につきましては、消火栓の増径分、新設分の消火栓更新工事費負担金であります。

次の消火栓管理負担金につきましては、消火栓2,989基分の消火栓維持管理費負担金であります。

次の消防ポンプ自動車等購入事業費につきましては、主要事務事業説明済みのため省略いたします。

次の消防本部庁舎施設維持費につきましては、消防本部倉庫屋外階段改修工事費及び西方分署土地借上料が主なものであります。

次の消防団機械器具置場等整備事業費につきましては、消防団器具置き場の測量、設計等委託料、及び機械器具置場敷地購入費が主なものであります。

次の分署非常電源設置事業費につきましては、栃木市消防署藤岡分署の非常電源設置工事費であります。

304ページ、305ページをお開きください。説明欄2行目の栃木方面隊第7分団ホース乾燥塔移設事業費につきましては、ホース乾燥塔設置工事費であります。

次の消防庁舎整備事業費と次の消防基金積立金につきましては、主要事務事業説明済みのため省略いたします。

次の機械器具等管理費につきましては、消防業務用機材等の保守点検手数料及び業務委託料が主なものであります。

次の消防車等管理費につきましては、消防車両等の修繕料が主なものであります。

次の救急車等管理費につきましては、救急車両等の修繕料が主なものであります。

次の高規格救急自動車購入事業費につきましては、主要事務事業説明済みのため省略いたします。

次の消防・救急等資器材購入事業費につきましては、空気呼吸器購入費及び自動体外式除細動器購入費が主なものであります。

次の応急手当普及啓発活動事業費につきましては、応急手当普及啓発消耗品費及び応急手当普及啓発資器材費が主なものであります。

次の大規模災害対応資器材購入事業費につきましては、エアテント購入費であります。

次の救助工作車購入事業費につきましては、主要事務事業説明済みのため省略いたします。

次の通信指令システム費につきましては、消防指令装置保守点検業務委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の消防救急デジタル無線施設維持管理費につきましては、デジタル無線装置保守点検業務委託料が主なものであります。

次の高機能消防指令センター更新事業費につきましては、主要事務事業説明済みのため省略いたします。

次の通信設備電源更新事業費につきましては、携帯無線機バッテリー費であります。

次の無線施設事業費につきましては、無線登録点検委託料であります。

次の栃木消防署施設維持費につきましては、消防署南側壁補修工事が主なものであります。

次の9款1項4目水防費の水防対策事業費につきましては、水防に関する土のう袋等の購入費及び土のう用の砂の購入費であります。

以上で9款1項3目消防施設費、4目水防費の説明を終了させていただきます。

○委員長（針谷育造君） 榎本危機管理課長。

○危機管理課長（榎本佳和君） 続きまして、5目災害対策費についてご説明をいたします。

306、307ページをごらんください。説明欄の2事業目、防災事業費につきましては、同報系防災行政無線回線使用料及び防災情報ステーション回線使用料等の防災情報システム通信料、また移動系及び同報系の防災行政無線等の保守点検業務委託料、避難所看板設置工事費及び自主防災組織の設立、運営を支援する自主防災組織補助金などが主なものであります。

1事業飛びまして、被災者住宅復旧支援事業費補助金につきましては、自然災害などにより住宅や事業所等に被害を受けた被災者への被災者住宅・事業所復旧支援事業費補助金であります。

次の栃木県被災者生活再建支援金支給事業費につきましては、自然災害などにより住宅に著しい被害を受けた被災者に対する被災者生活再建支援金であります。

次の危機管理事業費につきましては、国民保護計画等の印刷製本費、全国瞬時警報システムの修繕費が主なものであります。

次の部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業費につきましては、整備区域内に残存しております排水施設等の構造物撤去工事費であります。

1事業飛びまして、防災ハザードマップ作成事業費につきましては、河川氾濫等による浸水想定区域の見直しに伴う洪水、土砂災害ハザードマップの修正業務委託料が主なものであります。

以上で9款消防費の説明を終わらせていただきまして、続きまして356、357ページをお開きください。12款公債費、1項公債費、1目元金であります。説明欄の市債償還元金につきましては、市債の償還計画に基づき、平成29年度中に償還を予定する市債償還元金の元金分であります。

続きまして、2目利子であります。説明欄の1行目、市債償還利子につきましては、市債の償還計画に基づき、平成29年度中に償還を予定する市債償還元金の利子分であります。

次の一時借入金利子につきましては、年度内の資金繰りにおいて現金が不足する場合に、金融機関から借り入れを行う際の利子を支払うためのものであります。

次の積立基金繰替運用利子につきましては、支払資金が不足した場合に、積立基金を一時的に運用した際の利子相当分であります。

続きまして、3目公債諸費であります。説明欄の公債諸費につきましては、市債を繰上償還する際の手数料であります。

続きまして、358、359ページをお開きください。13款1項1目予備費であります。年度中における不測の事態により予算に不足が生じた場合に対応するためのものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時17分）

---

○委員長（針谷育造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

---

○委員長（針谷育造君） 歳入の説明をお願いします。

水落資産税課長。

○資産税課長（水落恒夫君） それでは、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の52、53ページをお開きください。1款1項市民税であります。まず、1目個人についてであります。本年度予算額は75億5,631万9,000円で、前年度に比較し1億9,098万7,000円、率にして約2.6%の増であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し1億8,966万9,000円の増でありまして、雇用や所得環境の改善が継続して見込まれるため増収を見込みました。

2節滞納繰越分は、前年度と比較し131万8,000円の増であります。

2目法人についてであります。本年度予算額は15億2,426万6,000円で、前年度に比較し1億95万5,000円、率にして約7.1%の増であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し1億91万8,000円の増であります。景気の穏やかな回復基調が続いていることや、製造業を中心に増収が見込まれることから増と見込みました。

2節滞納繰越分は、前年度と比較し3万7,000円の増であります。

次に、2項固定資産税であります。まず、1目固定資産税についてであります。本年度予算額は95億939万4,000円で、前年度に比較し3億4,457万4,000円、率にして約3.8%の増であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し3億4,395万7,000円の増と見込んでおりまして、その主な要因といたしましては、土地は地価下落が続いているものの、家屋の新增築分による増額と太陽光発電等の償却資産分の増額を見込んでいるものであります。

2節滞納繰越分は、前年度と比較し61万7,000円の増であります。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、本年度予算額は2億5,827万3,000円で、前年度に比較し754万2,000円、率にして約2.8%の減であります。減少の主な要因といたしましては、交付金の大半を占めます渡良瀬遊水地に関する交付金がダム施設の償却資産のため、毎年減価しているものであります。

次に、3項軽自動車税であります。1目軽自動車税につきましては、本年度予算額は4,197万1,000円で、前年度に比較し5,945万3,000円、率にして約12.4%の減であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し6,050万4,000円の減であります。その主な要因は、平成28年

度は原付及び二輪車等の税率が引き上げられたこと、また平成27年4月1日以降に新車登録した軽四輪車等についても税率が引き上げられたこと、あわせて軽四輪車等について経年車重課が導入されたことにより増収となりましたが、伸びを過大に見込み過ぎたため、昨年度の当初予算と比較すると減となったものであります。

2節滞納繰越分は、前年度と比較し105万1,000円の増であります。

54、55ページをお開きください。4項市たばこ税であります。1目市たばこ税につきましては、本年度予算額は10億7,612万2,000円で、前年度に比較し132万2,000円、率にして0.12%の増であります。近年の健康志向の高まりから喫煙者数の減少傾向は続いており、たばこの売り渡し本数は減少しているものの、旧3級品の税率の引き上げを考慮し、微増と見込んだものであります。

次に、5項鉱産税であります。1目鉱産税につきましては、本年度予算額は288万7,000円で、前年度に比較し1万5,000円、率にして0.52%の減であります。

2節滞納繰越分は、前年度と比較して増減はありません。

6項特別土地保有税、1節滞納繰越分は、前年度と比較し増減はありません。

次に、7項入湯税であります。1目入湯税につきましては、本年度予算額は1,240万円で、前年度に比較し2万9,000円、率にして0.23%の減であります。

次に、8項都市計画税であります。1目都市計画税につきましては、本年度予算額は7億2,896万8,000円で、前年度に比較し1億9,934万2,000円、率にして約37.6%の増であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し1億9,884万9,000円の増でありまして、その主な要因といたしましては、栃木、大平、藤岡、都賀地域の税率が0.15%から0.2%に、岩舟地域が0.1%から0.15%にそれぞれ課税されることにより増加すると見込んだためであります。

56、57ページをお開きください。2節都市計画税滞納繰越分は、前年度に比較し49万3,000円の増であります。

以上で1款市税の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 福島収税課長。

○収税課長（福島 司君） 続きまして、2款1項1目1節地方揮発油譲与税につきましては、国税であります揮発油税とあわせて課税されます地方揮発油譲与税の42%相当額が市町村の道路の延長と面積に応じて交付されるものであります。

次の2款2項1目1節自動車重量譲与税につきましては、国税であります自動車重量譲与税の1,000分の407に相当する額が市町村の道路の延長と面積に応じて交付されるものであります。

次の2款3項1目1節地方道路譲与税につきましては、項目保存であります。

次の3款1項1目1節利子割交付金につきましては、県民税として利子等に課税され納付された利子割収入額の59.4%が個人県民税の額により案分され交付されるものであります。

次に、58、59ページをお開きください。4款1項1目1節配当割交付金につきましては、県民税



として上場株式等の配当に課税され納付された配当割収入額の59.4%が個人県民税の額により案分され交付されるものであります。

次の5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金につきましては、県民税として株式等の譲渡に係る所得に対し課税され納付された株式等譲渡所得割収入額の59.4%が個人県民税の額により案分され交付されるものであります。

次の6款1項1目1節、説明欄の1行目、地方消費税交付金につきましては、消費税の税率引き上げ前の5%のうち1%が地方消費税となり、その2分の1に相当する額が人口や従業者数に応じて市町村に交付されるものであります。

2行目、地方消費税交付金につきましては、税率引き上げ分の3%のうち0.7%が社会保障施策の財源分として、その2分の1に相当する額が人口に応じて市町村に交付されるものであります。

次の7款1項1目1節ゴルフ場利用税交付金につきましては、県が徴収しますゴルフ場利用税のうち10分の7に相当する額がゴルフ場の所在市町村に交付されるものであります。

次に、60、61ページをお開きください。8款1項1目1節自動車取得税交付金につきましては、県が徴収します自動車取得税のうち66.5%が市町村の道路の延長と面積に応じて交付されるものであります。

次の9款1項1目1節地方特例交付金につきましては、住宅ローン減税の実施に伴う減収補填を目的に交付されるものであります。

次の10款1項1目1節、説明欄の1行目、普通交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額が交付されるもので、平成27年度から始まった合併特例措置の縮減や地方財政計画とこれまでの交付状況を勘案し算定したものであります。

2行目の特別交付税につきましては、画一的な算定の普通交付税では反映されない特別な事情が考慮され交付されるものであります。

次の11款1項1目1節交通安全対策特別交付金につきましては、市町村の交通安全施設整備を目的に、道路交通法による反則金を原資として交付されるもので、交通事故の発生件数、人口集中地区人口及び改良済みの道路延長などに応じて交付されるものであります。

次に、62、63ページをお開きください。12款1項1目総務費負担金、1節選挙費負担金であります。説明欄の土地改良区総代選挙費負担金につきましては、栃木市土地改良区の総代選挙に要する経費を土地改良区から負担金として納入いただくものです。

次に、2つ飛んで、12款1項4目1節消防費負担金であります。説明欄の東北道・北関東道救急業務負担金につきましては、消防本部が管轄します高速道路上での救急業務に係る経費について、東日本高速道路株式会社から支払われる負担金であります。

以上で歳入2款から12款までの所管部分の説明といたします。

○委員長（針谷育造君） 茂呂大平地域づくり推進課長。

○大平地域づくり推進課長（茂呂浩司君）　続きまして、13款使用料及び手数料につきまして、所管関係部分のご説明を申し上げます。

64、65ページをお開きください。1目総務使用料、説明欄1行目の市民活動推進センター敷地使用料につきましては、N T Tが設置した電柱の敷地使用料であります。

次の職員駐車場使用料（栃木）につきましては、本庁舎に勤務する職員の通勤用自動車44台分の駐車場使用料であります。

次の天幕使用料につきましては、貸し出し用テントの使用料であります。

次の庁舎等使用料につきましては、所管施設内に設置してあります電柱、電話柱、A T M等の行政財産使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料（大平地域づくり推進課）につきましては、電柱、電話柱及び総合支所仮駐車場の行政財産使用料が主なものであります。

次の職員駐車場使用料（大平）につきましては、大平総合支所に勤務する職員の通勤用自動車の駐車場使用料であります。

次の藤岡遊水池会館使用料につきましては、会議室の利用料であります。

次の行政財産使用料（藤岡）及び（都賀地域づくり推進課）につきましては、電柱等の行政財産使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料（西方地域づくり推進課）につきましては、電柱及びA T M等の行政財産使用料が主なものであります。

次の金崎有料駐車場使用料につきましては、全40区画中、これまでの実績等を勘案した12区画分の駐車場使用料であります。

次の職員駐車場使用料（西方）につきましては、西方総合支所に勤務する職員の通勤用自動車の駐車場使用料であります。

2つ飛びまして、次の行政財産使用料（岩舟地域づくり推進課）につきましては、電柱等の行政財産使用料が主なものであります。

続きまして、70、71ページをお開きください。8目消防使用料、説明欄の消防施設敷地使用料につきましては、消防団の器具置き場及び防火水槽の敷地に設置されている電柱等の敷地使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料（消防総務課）につきましては、消防本部、消防署各分署内に設置してある自動販売機の電気料が主なものであります。

続きまして、76、77ページをお開きください。中ほどの1目総務手数料、説明欄の認可地縁団体証明手数料につきましては、認可地縁団体を受けたことの証明書や印鑑登録証明書の発行に係る手数料であります。

次の2節徴税手数料でございますが、証明手数料（栃木）及び公簿交付手数料（栃木）から、諸

証明手数料（岩舟）及び公簿閲覧手数料（岩舟）までにつきましては、所得証明等の税務関係証明書の交付手数料及び固定資産課税台帳等の税務関係公簿の写しに関する交付手数料であります。

また、3行目の市税督促手数料につきましては、滞納市税に対する督促手数料であります。

続きまして、82、83ページをお開きください。中ほどの7目消防手数料、説明欄の危険物施設設置許可等手数料につきましては、ガソリンや石油を取り扱うための危険物施設の設置許可及びこれら施設の変更許可に関する手数料であります。

次の防火管理者講習会修了証明等手数料につきましては、講習会修了証明申請手数料であります。

続きまして、86、87ページをお開きください。中ほどの1目総務費国庫補助金、説明欄の地方創生推進交付金につきましては、平成28年度に本市が地方創生推進交付金対象事業として申請した中小企業、小規模企業の総合支援プロジェクトに対する交付金であります。

続きまして、92、93ページをお開きください。中ほどの5目消防費国庫補助金、説明欄の緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、救助工作車購入事業に伴う緊急消防援助隊登録に係る国からの補助金であります。

続きまして、94、95ページをお開きください。上段の4節社会教育費補助金、説明欄の伝統的建造物群基盤強化事業費補助金につきましては、伝統的建造物群保存事業に対する国からの補助金であります。

また、中ほどの1目総務費委託金、説明欄の自衛官募集事務費委託金につきましては、自衛隊法の規定により地方公共団体が事務処理をすることとなっています自衛官の募集事務に係る経費としての国からの委託金であります。

以上で13款使用料及び手数料から14款国庫支出金までの所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 佐藤都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（佐藤真治君） 続きまして、15款からの所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

98ページ、99ページをお開きください。15款2項1目1節、説明欄1行目のツール・ド・とちぎ推進交付金につきましては、ツール・ド・とちぎ開催に当たり市の負担金の2分の1を県が負担するために交付される市町村交付金であります。

次のわがまち未来創造事業交付金につきましては、歌麿を活かしたまちづくり事業、渡良瀬遊水地フェスティバル開催事業、高校生まちなか活性化事業、栃木市版地域包括ケアシステム推進事業、自転車を活用した地域活性化事業及び日光例幣使街道を活用した街道ツーリズムの市負担金に対する県からの交付金であります。

次の自主防災組織強化推進事業補助金につきましては、災害に強い地域づくりを推進するため、自治会等を単位とした自主防災組織の育成等にかかわる経費に対する県からの補助金であります。

次の市町村総合交付金につきましては、少額の県補助金が一括して交付されるもので、権限移譲

に関する事務、民生児童委員の費用弁償交付事務など18項目に対する交付金であります。

1行飛びまして、在外選挙人名簿登録事務交付金につきましては、在外選挙人名簿登録事務にかかわる経費に対する県からの交付金であります。

次に、106ページ、107ページをお開きください。15款2項6目1節、説明欄の地域防災力強化推進事業補助金につきましては、消防団員確保対策にかかわる県からの補助金であります。

次に、7目4節、説明欄1行目の文化財保護事業費補助金につきましては、伝統的建造物群保存事業に対する県からの補助金であります。

次に、108ページ、109ページをお開きください。15款3項1目1節、説明欄の県税徴収委託金につきましては、県にかわり県民税を徴収する業務に対しての委託金であります。

次に、3節、説明欄の統計調査員確保対策事業委託金につきましては、国が県を通じて委託する統計調査員確保対策事業に係る委託金であります。

次の経済センサス委託金につきましては、調査区管理に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の工業統計調査委託金につきましては、平成29年6月に実施予定の調査に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の商業統計調査委託金につきましては、平成30年6月に実施予定の事前準備に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の就業構造基本調査委託金につきましては、平成29年10月に実施予定の基本調査に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の住宅・土地統計調査委託金につきましては、平成30年2月に実施予定の単位区設定業務に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の学校基本調査委託金につきましては、平成29年5月に実施予定の調査に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次に、110ページ、111ページをお開きください。16款財産収入につきましてご説明申し上げます。

1項1目1節土地建物貸付収入の右側説明欄をごらんください。説明欄1行目の市有登録有形文化財貸付収入につきましては、就業、創業支援や市民交流事業を行う事業者との賃貸借契約に基づく賃料収入であります。

次の市民活動推進センター自動販売機設置収入につきましては、自動販売機設置にかかわる貸付収入であります。

次の市有土地貸付収入につきましては、東京都内の市有土地18件及び市内全域の市有地貸し付けの土地貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入（栃木）につきましては、山本有三生家、山本有三記念館及び万町地内旧教育委員会建物等の貸付収入であります。

次の庁舎土地建物貸付収入につきましては、商業施設貸付収入及び商業施設光熱水費等使用料が主なものであります。

次に、112ページ、113ページをお開き願います。説明欄5行目、市有建物貸付収入（大平）につきましては、総合支所庁舎内の自動販売機設置貸付料であります。

次に、6行飛びまして、藤岡遊水池会館貸付収入につきましては、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団事務室賃貸借室料が主なものであります。

次の藤岡スポーツふれあいセンター自動販売機設置収入、その下の市有建物貸付収入（藤岡）と、5行飛びまして、市有建物貸付収入（都賀）と、6行飛びまして、市有建物貸付収入（西方）につきましては、ふれあいセンター及び総合支所の庁舎内に設置してあります自動販売機の貸付収入であります。

次に、114ページ、115ページをお開き願います。説明欄2行目、市有建物貸付収入（岩舟）につきましても、総合支所庁舎内の自動販売機設置貸付料であります。

続きまして、2目1節利子及び配当金の右側説明欄をごらんください。説明欄1行目のふるさと応援基金利子から4行目の市民協働まちづくりファンド利子までの利子につきましては、それぞれ配当基金の預金利子であります。

次の株式配当金（情報システム課）につきましては、ケーブルテレビ株式会社の株式配当金であります。

次の大澤基金貸付から2行下の土地総合調整基金利子までの基金利子につきましては、それぞれの当該基金の預金利子であります。

次の株式配当金（管財課）につきましては、京浜急行電鉄株式会社の株券2,188株の株式配当金であります。

次の皆川地区振興基金利子から3行下のふるさと整備事業基金利子までの基金利子につきましては、それぞれ当該基金の預金利子であります。

次に、116ページ、117ページをお開き願います。説明欄5行目、消防基金利子と4行下の小野寺地区市有林管理基金利子につきましては、それぞれ該当基金の預金利子であります。

次に、2項1目1節土地売払収入につきましては、右側の説明欄をごらんください。1行目の市有土地売払収入につきましては、未利用地の売払収入や用途廃止いたしました法定外公共物の売払収入であります。

次の2節建物売払収入及び3節その他の不動産売払収入につきましては、項目保存であります。

次に、2目1節建物売払収入につきましては、説明欄1行目のOA機器売払収入及び次の不用品売払収入ともに項目保存でございます。

以上で15款2項1目総務費県補助金から16款2項2目物品売払収入までの説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 田口西方地域づくり推進課長。

○西方地域づくり推進課長（田口幸雄君）　続きまして、17款寄附金の説明をさせていただきます。

1 項 1 目 1 節一般寄附金につきましては、項目保存でございます。

次に、2 目 1 節総務管理費寄附金であります。ふるさと応援基金につきましては、ふるさと応援寄附として受け入れる寄附金を見込んだものであります。

118、119ページをお開きください。1 行目になりますが、マスコットキャラクター応援寄附金につきましては、応援寄附 5 万円及びとち介応援企業からの寄附 25 万円であります。

次の市民協働まちづくり寄附金につきましては、栃木市市民協働まちづくりファンドへの市民からの寄附金及びふるさと納税における寄附金であります。

次に、5 目 1 節消防施設費寄附金につきましては、栃木市消防基金への寄附金でございます。

120、121ページをお開きください。18款繰入金、2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金につきましては、平成29年度予算の財源として、年度間の財源の調整機能を有する当基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、2 目 1 節減債基金繰入金であります。平成25年度に借り入れた市庁舎整備事業に係る市債について、償還利子を圧縮するため借り入れ期間の短縮などを行っていることから、通常償還との差額分を繰り入れるもの、また過去に地方税の減収補填のために繰り入れた市債の償還財源に充てるため、及び臨時財政対策債のうち利率の高いものを繰入償還するため、当基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、3 目 1 節市民協働まちづくりファンド繰入金につきましては、栃木市市民協働まちづくりファンドから市民活動推進事業費へ充当するための繰入金でございます。

次に、6 目 1 節ふるさと整備事業基金繰入金につきましては、文化会館施設整備事業費、つがの里活性化事業費及び西方ふれあいパーク花の滝整備事業費に充てるため、当基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、7 目 1 節皆川地区振興基金繰入金につきましては、皆川城址公園整備事業及び皆川地区内の市有林の保全に必要な財源として、皆川地区振興基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、11目 1 節小野寺地区市有林管理基金繰入金につきましては、小野寺地区内の市有林の保全に必要な財源として、小野寺地区市有林管理基金から繰り入れするものでございます。

次に、13目 1 節マスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、マスコットキャラクター応援基金からの繰入金でございます。

次に、14目 1 節土地総合調整基金繰入金につきましては、土地開発公社運営費交付金の財源として、土地総合調整基金から繰り入れを行うものでございます。

122、123ページをお開きください。17目 1 節ふるさと応援基金繰入金につきましては、基金を利用して事業を実施するために繰り入れるものでございます。

次に、19目 1 節庁舎建設基金繰入金につきましては、立体駐車場エレベーターリニューアル工事

費の財源として庁舎建設基金から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金につきましては、平成28年度からの繰越金でございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 三柴岩舟地域づくり推進課長。

○岩舟地域づくり推進課長（三柴幸一君） 続きまして、20款諸収入について所管部分のご説明を申し上げます。

1項1目1節延滞金につきましては、滞納市税に対する延滞金であります。

次に、2項1目1節預金利子につきましては、一般会計の普通預金の利子分を歳入として見込んだものであります。

126、127ページをお開きください。中ほどの5項の雑入についてであります。1目1節滞納処分費につきましては、不動産の公売に伴う不動産鑑定料など、いわゆる滞納処分費を公売代金より受け入れるものであります。

次に、1つ飛びまして、3目1節過年度収入につきましては、項目保存であります。

次に、4目2節雑入、説明欄1行目の県民手帳協力報償金等（総合政策課）につきましては、県民手帳協力報償金を見込んだものであります。

次の中学生海外派遣事業負担金（総合政策課）であります。中学生海外派遣事業の派遣者30名の負担金を見込んだものであります。

次の市長交際費資金前渡利子等（秘書課）につきましては、市長交際費資金前渡利子1,000円あります。

次の広報とちぎ広告掲載料等（シティプロモーション課）につきましては、広報とちぎ広告掲載料556万4,000円及び市ホームページ広告掲載料123万円あります。

次の三県境利活用事業負担金（遊水地課）につきましては、埼玉県加須市、群馬県板倉町と連携して現地への誘導案内看板や進入路等の整備を行う事業の負担金369万3,000円あります。

次のハートランド絵本有償提供料等（遊水地課）につきましては、ハートランド絵本の有償提供料3万円及び渡良瀬バルーン教室参加者負担金5万円あります。

次の市民総合賠償補償保険金等（地域づくり推進課）につきましては、市が損害賠償責任を負った際の保険会社からの保険金及び市が主催する事業における事故等の補償を支払った際の保険会社からの保険金70万円あります。

次の公文書複写料等（総務課）につきましては、情報公開請求等に伴う公文書複写料及び栃木市自治会連合会からの文書複写料であります。

次の保険事務手数料等（職員課）につきましては、職員が加入しております各種保険の事務取り扱いに係る手数料及び旧栃木市職員厚生会が職員に対して行った貸し付けに係る返還金が主なもの

であります。

次の雇用保険料（職員課）につきましては、雇用保険に加入する再任用職員、臨時職員及び非常勤職員の保険料であります。

次の派遣職員給与等負担金（職員課）につきましては、宇都宮西中核工業団地事務組合への派遣嘱託員及び栃木県への相互交流派遣職員の人件費といたしまして、派遣先から納入される負担金であります。

次の防災ラジオ販売収入等（危機管理課）につきましては、市民への防災ラジオの普及促進を図るため、受注生産式の防災ラジオを市が購入し、購入希望者に市が販売することによる販売収入が主なものであります。

次の公衆電話使用料等（管財課）につきましては、庁舎ロビー等に設置されている公衆電話の使用料等であります。

次の栃木県市町村振興協会市町村交付金等（財政課）につきましては、市町村振興宝くじ、オータムジャンボ宝くじの収益金が公益財団法人栃木県市町村振興協会から交付されるものであります。

次のナンバー弁償金等（市民税課）につきましては、市からの貸与ナンバーの紛失等に係る1件につき200円の弁償金であります。

次の課税資料提出手数料等（資産税課）につきましては、税務署が作成する相続税路線価の資料として、市が税務署に提出する精通者意見価格調書等に対する手数料であります。

130、131ページをお開きください。説明欄1行目のタブレット端末自己負担金等（議事課）につきましては、平成28年度からタブレット端末の月額通信料のうち、議員の皆様が負担される分と政務活動費から負担する分、それぞれ6分の1を計上したものであります。

132、133ページをお開きください。説明欄1行目の消防団員福祉共済事務費等（消防総務課）につきましては、消防団育成に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金及び栃木県消防防災航空隊への派遣職員に係る栃木県消防防災ヘリコプター運航調整交付金が主なものであります。

次の電話使用料等（大平地域づくり推進課）につきましては、大平車両センターのシルバー人材センター大平連絡所の水道料収入が主なものであります。

次に、2つ飛びまして、職員駐車場利用料等（藤岡地域づくり推進課）、2つ飛びまして、職員駐車場利用料等（都賀地域づくり推進課）につきましては、藤岡総合支所、都賀総合支所それぞれの総合支所の職員駐車場を利用する職員からの利用料が主なものであります。

次に、4つ飛びまして、宮の下簡易郵便局取扱手数料等（岩舟地域づくり推進課）につきましては、宮の下簡易郵便局の郵便、貯金、保険の各取り扱い業務に対する日本郵便株式会社からの取扱手数料であります。

以上で20款諸収入についての説明を終わらせていただきます。



○委員長（針谷育造君） 出井会計課長。

○会計課長（出井 均君） 次に、21款市債についてご説明いたします。

予算総額は46億2,410万円であります。

まず、1目1節総務管理債であります。公共事業等債（まちづくり事業・旧庁舎解体）につきましては、旧庁舎解体事業費に対する財源として起債するものであります。

次の地域活性化事業債（文書広報施設整備事業）につきましては、コミュニティFM事業費に対する財源として起債するものであります。

次の緊急防災減災事業（庁用施設整備事業）につきましては、西方総合支所倉庫等整備事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、2目1節児童福祉債であります。旧合併特例事業債（保育所施設整備事業）につきましては、いりふね・そのべ保育園統合整備事業費及び認定こども園施設整備補助金に対する財源として起債するものであります。

続きまして、3目1節保健衛生債であります。一般廃棄物処理事業債（し尿処理施設改修事業）につきましては、衛生センター施設長寿命化修繕事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、4目1節農業債であります。公共事業等債（農業生産基盤整備事業）につきましては、西前原地区営かんがい排水事業負担金ほか2つの事業に対する財源として起債するものであります。

次の地方道路等整備事業債（農道整備事業）につきましては、県単独農業農村整備事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、5目1節道路橋りょう債であります。公共事業等債（道路維持事業）につきましては、道路附属物点検事業費及び通学路安全施設整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次の公共事業等債（道路新設改良事業）につきましては、スマートインターチェンジ整備事業費ほか3つの事業に対する財源として起債するものであります。

次の公共事業等債（橋りょう維持事業）につきましては、橋りょう長寿命化修繕事業費に対する財源として起債するものであります。

次の公共事業等債（まちづくり事業・道路）につきましては、市道11—178号線道路改良事業費（栃木入舟町祝町）に対する財源として起債するものであります。

134、135ページをお開きください。公共事業等債（橋りょう新設改良事業）につきましては、市道22—268号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、舗装修繕事業費に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道1—66号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）ほか7つの事業に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（橋りょう新設改良事業）につきましては、市道2—42号線（永宮橋）橋りょう整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路維持事業）につきましては、生活舗装補修事業費及び市道各号線道路維持補修事業費に対する財源として起債するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道14—111号線ほか道路改良事業費（栃木仲方町）ほか21の事業に対する財源として起債するものであります。

次の一般事業債（その他・交通安全施設）（道路維持事業）につきましては、市道各号線交通安全施設整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次に、2節河川債であります。公共事業等債（河川等整備事業）につきましては、主要地方道桐生岩舟線地域排水整備事業費（岩舟静）に対する財源として起債するものであります。

次の一般事業債（その他・排水施設等）（河川等整備事業）につきましては、主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費（都賀合戦場）ほか6つの事業に対する財源として起債するものであります。

次に、3節都市計画債であります。公共事業等債（公園整備事業）につきましては、公園の長寿命化計画策定事業費に対する財源として起債するものであります。

次の公共事業等債（土地区画整理事業）につきましては、新大平下駅前地区土地区画整理事業費に対する財源として起債するものであります。

次の公共事業等債（まちづくり施設整備）につきましては、（仮称）地域交流センター等整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次の地方道路等整備事業債（街路事業）につきましては、藤岡駅前広場整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（街路事業）につきましては、今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1丁目、2丁目、日ノ出町）に対する財源として起債するものであります。

次に、4節住宅債であります。公営住宅建設事業債（公営住宅改修事業）につきましては、市営住宅リフレッシュ事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、6目1節消防債であります。一般補助施設整備等事業債（消防施設整備事業）につきましては、救助工作車購入事業費に対する財源として起債するものであります。

次の施設整備事業債（一般財源化分）（消防施設整備事業）につきましては、消防ポンプ自動車等購入事業費ほか2つの事業に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（消防施設整備事業）につきましては、高規格救急自動車購入事業費ほか2つの事業に対する財源として起債するものであります。

次の緊急防災・減災事業債（消防施設整備事業）につきましては、高機能消防指令センター更新事業費及び分署非常電源設置事業費に対する財源として起債するものであります。

次の緊急防災・減災事業債（災害対策施設整備事業）につきましては、緊急防災情報伝達システム整備事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、7目1節社会教育債であります。一般事業債（その他・文教施設）（文化財保護施設整備事業）並びに次の公共事業等債（まちづくり・文化財保護）につきましては、（仮称）文化芸術館等整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次に、2節保健体育債であります。一般事業債（その他・レクスポ）（体育施設整備事業）につきましては、運動場夜間照明施設更新事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、8目1節臨時財政対策債につきましては、地方交付税の振り替えであり、後年度において元利償還金の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

以上で平成29年度栃木市一般会計予算所管関係部分についての説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 以上で平成29年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明は終わりました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午前11時21分）